

令和2年（2020年）5月22日

大阪狭山市消防職員の処分について

標記の件について、地方公務員法に基づき下記のとおり処分を行いましたので公表します。

1. 所属部局

大阪狭山市消防本部

2. 階級及び年齢

消防司令（課長級） 57歳

3. 処分内容

懲戒処分（停職6箇月）

分限処分（主査級へ降任）

4. 処分理由（事案の概要）

当該職員は、酒気を帯びた状態で、令和2年4月5日午後10時46分頃、和泉市の路上において、普通乗用自動車を運転中、信号柱に接触し、破損させたにもかかわらず、直ちに警察へ申告をしなかったもの。

このことは、公務外とはいえ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条に規定する信用失墜行為の禁止等に違反するため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号により、懲戒処分とした。

また、管理職としてその職に必要な適格性を欠くことから、地方公務員法第28条第1項第3号により、分限処分とした。

なお、当該職員は、同日付で依願退職した。

5. 処分年月日

令和2年5月22日

消防長コメント

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に市を挙げて取り組む中、職員が酒気帯び運転で事故を起こしたことは大変申し訳なく思っています。

市民の皆様に深くお詫びするとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めてまいります。